

随意契約（相手方指定）調書

件名	私立幼稚園システムの施設等利用給付上限額の見直しに係る改修業務委託	No.5200552
工（納）期	令和 9 年 2 月 2 6 日	
契約締結日	令和 8 年 8 月 1 2 日	
契約金額	3, 1 1 4, 5 4 0 円（消費税込み）	

契約相手方	富士通Japan株式会社 東京ユニット（蒲田） (法人番号：5010001006767)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件 名	私立幼稚園システムの施設等利用給付上限額の見直しに係る改修業務委託
指名業者 (案)	名 称 富士通Japan株式会社 東京ユニット（蒲田） 代表者 アカウントゼネラルマネージャー 遠藤 光憲 所在地 東京都大田区新蒲田一丁目１７番地２５号
特命理由	本件は、私立幼稚園保護者負担軽減補助金における施設等利用給付交付金の上限額見直しに伴い、改定後の上限額をもって補助金を算定、管理及び給付できるよう私立幼稚園システムの改修を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記業者は、現行の私立幼稚園システムの導入事業者であり、同パッケージシステムに係るプログラム等の著作権を保持していることから、本業務を実施できるのは上記業者のみである。 また、これまでの保守業務も適切に履行し、当区の業務内容や運用方法を熟知していることから、本件についても確実かつ円滑な履行が期待できる。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）